

申込要項・出展規約

1. 出展申込

出展を希望される方は、申込書に必要事項をご記入のうえ、事務局までお送りください。

2. 出展申込期限と料金支払い

出展の申し込みの最終期限は、2012年3月30日（金）といたします。

請求書を必要とされる方は、別途ご連絡下さい。

振り込み手数料は出展者でご負担下さい。

なお、指定日までにお振込みいただけない場合、出展申込を取り消す事がありますのでご了承下さい。（但し、その場合においては、次に記すキャンセル料のお支払いをお願い致します。）

3. 出展申込後のキャンセル

出展申込後（FAX 送付も含む）に出展を取消すことは原則としてご遠慮願いますが、止むを得ないと認められる場合は次の通り取消し料を申し受け、出展を取消し致します。

2012年3月31日（土）以前は6,000円

2012年4月1日（日）～4月30日（月）は出展料の50%

2012年5月1日（火）以降は出展料の100%

出展者が上記相当金額を未だ支払っていないときは、すぐにこれを支払うものとします。

出展者が既に支払った金額が上記相当金額を超えているときは超過分を主催者より返還します。

4. 出展料に含まれる費用

出展料に含まれる費用は、次の通りとします。なお、参考として出展料に含まれない費用も示します。

出展料に含まれる費用	備考（出展料に含まれない費用）
➤ 基準時間内の会場使用料金・照明・空調費	➤ 出展者のブース装飾費・搬出入費及び運営費用
➤ 共有施設の工事費及び維持費	➤ 電気・ガス・水道等の設備一次幹線工事及び二次側工事と使用料
➤ 来場者プロモーション費	➤ 通信回線の架設費用と通信料金
➤ 来場者サービスにかかわる費用（会場案内等の制作）	➤ 出展機器・及び対人傷害などの保険料
➤ 会場事務局運営・安全管理・警備費用	➤ 会場設備・備品及び他社展示物の破損、紛失弁償費
➤ 標準およびワイドブースに含まれている物品	➤ 放置された装飾資材等の建材、ゴミ処分に係る費用

5. ブース位置決定

同封の案内書のとおりと致します。原則的に、仮申込時の第一希望の位置とさせて頂いております。なお、今後事務局の都合等によって配置の変更をお願いする場合がありますが、その際には、別途ご連絡させて頂きます。

6. 共同出展の取扱い

2団体以上の申込者が共同で出展する場合、1団体が代表として申込み、共同出展する団体名等を申込時に主催者へ通知していただきます。事務局からの連絡は代表1団体とさせていただきます。

7. 出展ブースの転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展者又は出展申込者は、ブースの一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換することを原則として禁じます。必要が生じた場合は展示会事務局の許可を得てから行ってください。

8. 出展ブースへの常駐

出展者又は出展申込者は、ブースの維持管理および来訪者対応のために、展示期間中、常駐して頂きます。

9. 補償

出展者及びその代理人が他のブース、展示会事務局運営設備、又は展示会場の設備及び人身等に損害を与えた場合は、その補償は出展者の責任になります。

10. 保険

出展者は、会場への展示物搬入開始から撤去までの期間、必要と思われるものについて損害保険に加入することをお勧めいたします。

11. 来場者個人情報の取り扱いについて

出展者は、各社・各団体が定める個人情報取り扱い指針に基づいて、適正に取り扱って下さい。出展者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の該当者との間で、紛争などが生じた場合は、両方で協議して当該紛争の解決にあたって下さい。主催者はその際の責任を負いません。

12. 出展者個人情報の取り扱いについて

機密保持契約を締結した事務局指定の各協力業者（ブース基礎工事、電気等）から出展手続きに関する各種事務連絡・各種請求業務など、出展者の便宜を図るため担当者のご連絡を各種協力業者に開示する場合がございます。

13. 出展物の搬入・搬出と撤去

展示物等の会場への搬入期間及び会場への設営工事期間等については、後日ご案内致します。期間中は展示会事務局の承認なしに展示物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。展示品やブース内の保守及び清掃は、出展者の責任で行ってください。決められた撤去期日までに撤去されない展示品及び物品は、出展者の費用及び危険負担で展示会事務局が撤去します。

14. 展示会の運営と免責

展示会事務局は展示会の業務を円滑に実行するために、各種規則等の設定、修正を行います。又、この出展規定に記載のない事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができるものとします。出展者が出展規約、その他出展者がマニュアル（別途案内）上の規定等に違反した場合は、出展をお断りすることがあります。この場合、既に払い込まれた出展料等は返却しません。展示会事務局は、搬入等の準備から撤去までの全期間を通じて、警備会社と契約して会場の管理にあたりますが、展示品の損害、滅失、盗難等に関する責任は負いません。

15. 展示会の中止など

万一、天災その他不測の事態により本展示会の開催が困難な状況が発生した場合は、主催者の判断によって会期等の変更または中止をすることがあります。主催者、会場及びその関係者はこれにより生ずる損害、費用の増加、その他の責任については一切負わないものとします。

16. 出展規約と展示規則の承認

すべての出展者あるいは代理人はこの〔出展規約〕及び展示会事務局が制定する展示規則を承認したものとします。

以 上